

別紙

諮問第1646号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「広町地区再開発等促進区を定める地区計画の企画提案書（令和3年5月）」の内、「開発規模の設定」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和4年2月1日付けで行った別表に掲げる本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対する対象公文書として、「広町地区再開発等促進区を定める地区計画の企画提案書（令和3年5月）」のうち、「開発規模の設定について」（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、条例7条3号及び4号に該当する情報を非開示とする本件一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和4年7月6日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和4年8月18日に実施機関から理由説明書を、同年9月21日に審査請求人から意見書を收受し、令和5年6月30日（第238回第一部会）から同年9月26日（第240回第一部会）まで、3回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書

における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 広町地区再開発等促進区を定める地区計画について

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）12条の5第1項において、「地区計画」とは、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、開発し、及び保全するための計画とされている。また、同条3項では、地区計画の区域において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進とを図るため、一体的かつ総合的な市街地の再開発又は開発整備を実施すべき区域を定めることができるとされており、この区域を「再開発等促進区」と呼んでいる。

「再開発等促進区を定める地区計画」とは、まとまった低・未利用地など相当程度の土地の区域において、円滑な土地利用転換を推進するため、公共施設等の都市基盤整備と優良な建築物等の一体的整備に関する計画に基づき、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進を図るとともに、一体的、総合的な市街地の再開発又は開発整備を行うことを目的とした制度をいう。

実施機関は、再開発等促進区を定める地区計画における運用について原則的な考え方を示した「東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準」（以下「運用基準」という。）を定めている。運用基準では、関係地権者、住民等が、東京都（以下「都」という。）に対して地区計画に関する企画の提案及び都市計画手続の依頼を行うときは、企画提案書等の資料を提出し、都は、提出された企画提案書等について、運用基準への適合性など、都市計画上の妥当性、計画の優良性など、提案された計画内容についての評価を行い、適当と判断される場合は、地区計画に関する都市計画の原案作成等の手続を進めることとしている。

本件開示請求に係る広町地区地区計画（以下「本件計画」という。）は、法12条の5第3項に基づく再開発等促進区を定める地区計画である。また、本件計画は、再開発等促進区の面積が3ヘクタールを超えることから、法87条の3に基づき、都が計画を定めることとなっている。

イ 本件一部開示決定について

実施機関は、本件開示請求に対して、本件計画について令和3年5月に関係地権者から提出された企画提案書のうち、「開発規模の設定」に関する記載部分である本件対象公文書を特定し、事業者の独自のノウハウが含まれる情報で、公にすることにより、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる部分については条例7条3号に、また、公にすることにより、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発するおそれがある部分については同条4号に該当するとして、別表に掲げる本件非開示情報1から5までを非開示とする本件一部開示決定を行った。

ウ 本件非開示情報1から5までの非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報1について

本件非開示情報1は、本件計画における建築物の各階平面図及び建物内部の間取りが記載されたものである。審査会が見分したところ、本件非開示情報1には、建築物の各階平面図及び建物内部の詳細な間取りとその動線が記載されており、建築予定物の設計技術及び手法を具体的に知ることができる。これを公にすることになれば、本件計画に関する事業者独自のノウハウが明らかになり、競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められ、条例7条3号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しない。また、平面図、間取り及び動線の詳細情報をもとに、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため、同条4号に該当する。

したがって、本件非開示情報1は、条例7条3号及び4号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2について

本件非開示情報2は、本件計画における建築物の一つである宿泊施設の断面図が記載されたものである。審査会が見分したところ、本件非開示情報2には、宿泊施設の詳細な間取りとその動線が記載されているので、前記(ア)で判断した本件非開示情報1と同様に、条例7条3号及び4号に該当し、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報3について

本件非開示情報 3 は、本件計画における有効空地と商業エリアの間取りが記載されたものである。審査会が見分したところ、本件非開示情報 3 には、有効空地及び商業エリアの建物計画と一部一体となった計画段階の詳細な間取りとその動線が記載されているため、建築予定物の設計技術及び手法を具体的に知ることができる。これを公にすることになれば、本件計画に関する事業者独自のノウハウが明らかになり、競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められ、条例 7 条 3 号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しない。また、有効空地に付随する商業エリアの詳細な間取り及び動線の情報を基に、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため、同条 4 号に該当する。

したがって、本件非開示情報 3 は、条例 7 条 3 号及び 4 号に該当し、非開示が妥当である。

(エ) 本件非開示情報 4 について

本件非開示情報 4 は、本件計画における建物断面図が記載されたものである。審査会が見分したところ、本件非開示情報 4 には、本件計画に係る建物断面情報の詳細と設計の考え方が記載されているので、公にすることにより、事業者独自のノウハウが明らかになり、競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められ、条例 7 条 3 号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、本件非開示情報 4 は、非開示が妥当である。

(オ) 本件非開示情報 5 について

本件非開示情報 5 は、本件計画における「大井町駅北口 3 F・2 F 開口整備による歩行者空間強化」に係る図面及び「駅構内流動模式図」が記載されたものである。審査会が見分したところ、「大井町駅北口 3 F・2 F 開口整備による歩行者空間強化」に係る図面については、大井町駅北口 3 階・2 階開口部を改良する範囲を図示しており、「駅構内流動模式図」については、駅構内のピーク時における人の流動状況が具体的な数字及び模式図を用いて記載されている。当該情報は事業者がこれまでに積み重ねてきた内部管理に関する情報が基となっており、公にすることによ

り、事業者独自のノウハウが明らかになり、競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められ、条例7条3号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、本件非開示情報5は、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環

別表 本件一部開示決定

本件対象公文書	本件非開示情報		根拠規定
「広町地区再開発等促進区を定める地区計画の企画提案書(令和3年5月)」のうち、「開発規模の設定」	1	各階平面図及び建物内部の間取りが分かる部分 ・ 4-19 ページから 4-23 ページまで ・ 4-34 ページ	7条3号、 4号
	2	宿泊施設断面図 ・ 4-32 ページ ・ 4-33 ページ	7条3号、 4号
	3	有効空地算定図 ・ 4-29 ページ	7条3号、 4号
	4	建物断面が分かる部分 ・ 4-24 ページ	7条3号
	5	大井町駅北口3F・2F開口整備による歩行者空間強化及び駅構内流動模式図 ・ 4-36 ページ	7条3号